

岩手県告示第283号

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県勤労身体障がい者体育館の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
- 4 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日

表1 施設の利用料金

区分			普通利用料金								特別利用料金
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			9時から12時まで	12時から17時まで	17時から20時まで	9時から17時まで	12時から20時まで	9時から20時まで	1区分1時間までごとに	1人4時間までごとに	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	円 2,870	円 4,500	円 6,000	円 7,370	円 10,500	円 13,370	円 520	円 80	休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）
	その他の催しに使用する場合	一般	円 5,740	円 9,010	円 12,010	円 14,750	円 21,020	円 26,760	円 890	円 90	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	学生及び生徒	円 5,740	円 9,010	円 12,010	円 14,750	円 21,020	円 26,760	円 740		31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。）
	その他の催しに使用する場合	一般	円 11,480	円 18,020	円 24,020	円 29,500	円 42,040	円 53,520	円 1,240		
			円 43,110	円 67,510	円 90,060	円 110,620	円 157,570	円 200,680	円 4,110		

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、9時前及び20時後のときは17時から20時までの、9時から12時までのときは9時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から20時までのときは17時から20時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区分	利用料金	
	アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合

トレーニングルーム	1時間までごとに	円 200	円 400
放送設備	1時間までごとに	240	560
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	130	280
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120
アーチェリー用具	1式1時間までごとに	70	140
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	40	80
椅子（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1個5時間までごとに	30	60
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

表3 条例第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに170円
